

相続税の申告書

修正

FD3563

江東西 税務署長

令和 6年 6月 18日 提出

相続開始年月日 令和 5年 9月 18日

※申告期限延長日 年 月 日

〇フリガナは、必ず記入してください。

各人の合計		財産を取得した人		参考として合
フリガナ	(被相続人) サンプル タロウ	サンプル ハナコ		参考
氏名	サンプル 太郎	サンプル 花子		
個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。		
生年月日	昭和 34年 10月 21日 (年齢 63歳)	昭和 44年 6月 9日 (年齢 54歳)		
住所 (電話番号)	東京都江東区〇〇 3丁目4番5号	〒135-0001 東京都江東区〇〇 3丁目4番5号 (03 -1234-0000)		
被相続人との続柄	なし	妻		
職業	なし	なし		
取得原因	該当する取得原因を〇で囲みます。		(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	

※ 整理番号			
取得財産の価額 (第11表③)	①	1054848279	円
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②	19499000	円
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③	27692300	円
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④	1046654979	円
純資産価額に加工される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤	20300000	円
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	1066952000	円

法定相続人の数	5人	遺産に係る基礎控除額	60000000	円
相続税の総額	343128400	左の欄には、第2表の②欄の④の人数及び⑤の金額を記入します。		

一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑧	1.00	円
農地等納税猶予の適用を受ける場合	⑩	193383900	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑦)	⑪		円

暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2⑤)	⑫		円
配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③)	⑬	5472764	円
⑫・⑬以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)	⑭	5900000	円
計	⑮	11372764	円

差引税額 (⑨+⑪-⑬)又は(⑩+⑪-⑮) (赤字のときは0)	⑯	182011136	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑧)	⑰	00	円
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	⑱		円
小計 (⑯-⑰-⑱) (黒字のときは100円未満切捨て)	⑲	182011000	円
納税猶予税額 (第8の8表2⑧)	⑳	00	円
申告税額 (⑲-⑳)	㉑	182011000	円
申告期限までに納付すべき税額	㉒		円
還付される税額	㉓		円

この申告書が修正申告書である場合	小計	㉔		円
	納税猶予税額	㉕	00	円
	申告納税額 (還付の場合は、頭△を記載)	㉖		円
	小計の増加額 (⑲-㉔)	㉗		円
	この申告により納付すべき税額又は還付される税額 (還付の場合は、頭△を記載) (㉑又は㉒-㉓)	㉘		円

申告区分	年分	グループ番号	補完番号	補完番号
名簿番号	申告年月日	関与区分	書面添付	検算
			管理補完	確認

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号	税理士法書面提出 30条 33条の2	この申告が修正申告である場合の異動の内容等
高山 光太郎	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	

第1表 (令和5年1月分以降用)

この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合)は、

⑩欄の金額が赤字となる場合は、⑩欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑩欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑨)があるとときの⑩欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※ 税務署 通日付月日 (確認)

税務署受付印

※の項目は記入する必要がありません。

相続税の申告書(続)

修正

FD3564

※申告期限延長日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人		財産を取得した人	
フリガナ		サンプル イチロウ		サンプル ツギコ	
氏名		サンプル 一郎		被相続人 サンプル 次子	
個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 8		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 8	
生年月日		平成 2 年 12 月 12 日 (年齢 32 歳)		平成 4 年 8 月 20 日 (年齢 31 歳)	
住所 (電話番号)		〒135-0001 東京都江東区△△ 1丁目22番3号 (03 -4655-0000)		〒330-0800 埼玉県さいたま市大宮区○○ 5-6-7 (048 -600 -0000)	
被相続人との続柄		長男		長女	
職業		なし		なし	
取得原因		(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	2 3 6 6 6 0 8 9 0 円		3 2 2 4 0 0 5 4 4 円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	1 9 4 9 9 0 0 0			
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	5 0 0 0 0 0 0			
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	2 5 1 1 5 9 8 9 0		3 2 2 4 0 0 5 4 4	
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)				
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	2 5 1 1 5 9 0 0 0		3 2 2 4 0 0 0 0 0	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	1		1	
	遺産に係る基礎控除額				
	相続税の総額				
	一般の場合 (⑩の場合を除く)				
	農地等納税猶予を受ける場合	6 7 6 0 7 0 1 2		8 6 7 9 0 6 9 4	
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2⑤)				
	配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③)				
	⑫・⑬以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)				
	計				
この申告書が修正申告書である場合	差引税額 (⑨+⑩-⑬)又は(⑩+⑪-⑭) (赤字のときは0)	6 7 6 0 7 0 1 2		8 6 7 9 0 6 9 4	
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑧)	0 0		0 0	
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)				
	小計 (⑯-⑰-⑱) (黒字のときは100円未満切捨て)	6 7 6 0 7 0 0 0		8 6 7 9 0 6 0 0	
	納税猶予税額 (第8の8表2⑧)	0 0		0 0	
	申告税額 (⑲-⑳)	6 7 6 0 7 0 0 0		8 6 7 9 0 6 0 0	
	還付される税額	△		△	
この申告書が修正申告書である場合	小計				
	納税猶予税額	0 0		0 0	
	申告納税額 (還付の場合は、頭△を記載)				
	小計の増加額 (⑲-㉓)				
	この申告により納付すべき税額又は還付される税額 (還付の場合は、頭△を記載) (㉔又は㉕-㉖)				
申告区分	年分	グループ番号	補完番号	補完番号	
名簿番号	申告年月日	管理補完	確認	検算	管理補完 確認

第1表(続) (令和5年1月分以降用)

←この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合は(注)⑭欄の金額が赤字となる場合は、⑭欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑭欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑨)があるときの⑭欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。)

(注)⑭欄の金額が赤字となる場合は、⑭欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑭欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑨)があるときの⑭欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※の項目は記入する必要がありません。

相続税の申告書(続)

修正

FD3564

※申告期限延長日

年 月 日

※申告期限延長日

年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人										フリガナ		財産を取得した人											
氏名		サンプル ジロウ										氏名		サンプル サブロウ											
個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 8										個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 8											
生年月日		平成 8 年 3 月 30 日 (年齢 27 歳)										生年月日		平成 17 年 11 月 12 日 (年齢 17 歳)											
住所 (電話番号)		〒135-0001 東京都江東区△△5-4-3 ○○マンション802号室 (03 -9876-0000)										住所 (電話番号)		〒164-0000 東京都中野区○○ 9-8-7 (03 -4321-0000)											
被相続人との続柄		二男					なし					被相続人との続柄		三男					学生						
取得原因		(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与																							
※整理番号																									
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	7 5 6 8 1 4 9 2										円		4 8 9 2 2 5 7 9										円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)																								
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)																								
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	7 5 6 8 1 4 9 2										4 8 9 2 2 5 7 9													
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)																								
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	7 5 6 8 1 0 0 0										4 8 9 2 2 0 0 0													
各人の算出税額の計算	法定相続人の数																								
	遺産に係る基礎控除額																								
	相続税の総額																								
	一般の場合 (⑩の場合を除く)	あん分割合 (各人の⑥)																							
	算出税額 (⑦×各人の⑧)																								
各人の納付・還付税額の計算	農地等納税額の適用を受ける場合 (第3表⑬)	2 0 3 6 3 3 2 5										1 3 1 5 0 1 0 5													
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑦)																								
	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2②)																								
	配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③)																								
この申告書が修正申告書である場合	⑫・⑬以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)	5 8 0 0 0 0 0										1 0 0 0 0 0													
	計	5 8 0 0 0 0 0										1 0 0 0 0 0													
	差引税額 (⑨+⑩-⑬)又は(⑩+⑪-⑬) (赤字のときは0)	1 4 5 6 3 3 2 5										1 3 0 5 0 1 0 5													
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑧)	0 0										0 0													
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)																								
	小計 (⑯-⑰-⑱) (黒字のときは100円未満切捨て)	1 4 5 6 3 3 0 0										1 3 0 5 0 1 0 0													
	納税猶予税額 (第8の8表2⑧)	0 0																							
	申告税額 (⑲-⑳)	1 4 5 6 3 3 0 0										1 3 0 5 0 1 0 0													
	還付される税額	△										△													
	この修正前の	小計																							
納税猶予税額	0 0																								
申告納税額 (還付の場合は、頭△を記載)																									
小計の増加額 (⑲-㉓)																									
この申告により納付すべき税額又は還付される税額 (還付の場合は、頭△を記載) (㉑又は㉒-㉓)																									
申告区分	年分	グループ番号										補完番号													
名簿番号	申告年月日	管理補完										確認													

第1表(続) (令和5年1月分以降用)

←この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合は)

(注)⑱欄の金額が赤字となる場合は、⑱欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑱欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑨)があるときの⑳欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※の項目は記入する必要がありません。

納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人 サンプル 太郎

第1表の付表1(令和5年1月分以降用)

税務署受付印

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
 ① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等				
住所	埼玉県さいたま市大宮区〇〇 5-6-7	フリガナ サンプル ツギコ 氏名 サンプル 次子	相続開始年月日 令和 5年 8月 19日	
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額		納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の④又は⑤の金額) 86,790,600円	還付される税額 (相続税の申告書第1表の④又は⑤の金額) △ 0円	
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)		相続人等の代表者の氏名 サンプル 花子		
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)		限定承認		
5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒135-0001 東京都江東区〇〇 3丁目4番5号	〒	
	(2) 氏名	フリガナ サンプル ハナコ 氏名 サンプル 花子	フリガナ 氏名 サンプル 花子	
	(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。 ↓ 1;2;3;4 5;6;7;8 9;0;1;8	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。 ↓	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。 ↓
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 なし 続柄 妻	職業 続柄	職業 続柄
	(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 44年 6月 9日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	(6) 電話番号	03 -1234-0000		
	(7) 承継割合・・・B	法定・指定 1 1	法定・指定	法定・指定
	(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	0円	円	円
	(9) 各人の(8)の合計	0円		
	(10) (8)の(9)に対する割合 $\frac{(8)}{(9)}$	0		
6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て) 86,790,600円	00円	
		還付される税額 △ 0円	△ 円	

※の項目は記入する必要がありません。

整理番号	0	0	0
番号確認			
身元確認			

還付される税額の受取場所

被相続人 サンプル 太郎

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「㊸欄」若しくは「㊹欄」又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合											
フリガナ	サンプル イチロウ	JFしまね		銀行 金庫・組合 農協・漁協	浦郷	本店・支店 出張所 本所・支所							
氏名	サンプル 一郎	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
		その他 ()											
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合						
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等						

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合											
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所							
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号							
		その他 ()											
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合						
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等						

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合											
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所							
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号							
		その他 ()											
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合						
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等						

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合											
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所							
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号							
		その他 ()											
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合						
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等						

相続税の総額の計算書

被相続人

サンプル 太郎

第2表 (令和5年1月分以降用)

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。

なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の㊦欄及び㊧欄並びに㊨欄から㊩欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
① (第1表 ⑥A)	円 1,066,952,000	$3,000 \text{万円} + (600 \text{万円} \times \frac{\text{Aの法定相続人の数}}{\text{㉔}}) = 6,000 \text{万円}$		㉔ (①-㉔)	円 1,006,952,000
㊦ (第3表 ⑥A)	円 718,462,000	㉔の人数及び㉔の金額を第1表㉔へ転記します。		㉕ (㊦-㉔)	円 658,462,000
④ 法定相続人 (注)1参照		⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分		⑦ 第1表の「相続税の総額⑦」の計算	
氏名	被相続人との続柄	⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (㉔×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)	⑨ 法定相続分に 応ずる取得金額 (㉔×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑩ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)
サンプル 花子	妻	$\frac{1}{2}$	円 503,476,000	円 209,738,000	円 122,615,500
サンプル 一郎	長男	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$	円 125,869,000	円 33,347,600	円 17,692,100
サンプル 次子	長女	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$	円 125,869,000	円 33,347,600	円 17,692,100
サンプル 二郎	二男	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$	円 125,869,000	円 33,347,600	円 17,692,100
サンプル 三郎	三男	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$	円 125,869,000	円 33,347,600	円 17,692,100
			円 ,000		円 ,000
			円 ,000		円 ,000
			円 ,000		円 ,000
			円 ,000		円 ,000
法定相続人の数	㉔ 人 5	合計 1	⑧ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	円 343,128,400	⑩ 相続税の総額 (⑩の合計額) (100円未満切捨て)
				円 193,383,900	

(注)1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑩欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	200,000千円 以下	300,000千円 以下	600,000千円 以下	600,000千円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。

⑥欄の金額×税率-控除額=⑦欄の税額 ⑨欄の金額×税率-控除額=⑩欄の税額

例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円×15%-500千円=4,000千円です。

○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

(資4-20-3-A4統一)

財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の
各人の算出税額の計算書

被相続人	サンプル 太郎
------	---------

第3表
(平成26年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。	相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名		
	サンプル 花子 (54 歳)	(歳)	(歳)

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)	サンプル 花子	サンプル 一郎	サンプル 次子
課税価格の計算	取得財産 の価額	円	円	円	円
	農業相続人 (第12表⑤)	0	0	0	0
	その他の人 (第1表①+第1表②)	703,164,505	0	256,159,890	322,400,544
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	27,692,300	22,692,300	5,000,000	0
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	698,164,505	0	251,159,890	322,400,544
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	20,300,000	20,300,000	0	0
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	④ 718,462,000	20,300,000	251,159,000	322,400,000	
各人の算出税額の計算	相続税の総額 (第2表⑩)	193,383,900	/		
あん分割合 (各人の⑥/④)	⑧ 1.00	0.0283	0.3496	0.4488	
算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨ 193,383,900	5,472,764	67,607,012	86,790,694	
農業相続人の納税猶予の基礎となる税額	相続税の総額の差額 (第1表の⑦の金額)	149,744,500	(この表の⑦の金額)		
	農業投資価格超過額(第12表③)	⑩ 0	343,128,400円	-	193,383,900円
	各人へのあん分額 (⑩×各人の⑧/④)	⑫ 0	0	0	0
	各人の算出税額 (⑨+⑫)	⑬ 193,383,900	5,472,764	67,607,012	86,790,694

財産を取得した人の氏名		サンプル 二郎	サンプル 三郎		
課税価格の計算	取得財産 の価額	円	円	円	円
	農業相続人 (第12表⑤)	0	0		
	その他の人 (第1表①+第1表②)	75,681,492	48,922,579		
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	0	0		
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	75,681,492	48,922,579		
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	0	0		
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥ 75,681,000	48,922,000	,000	,000	
各人の算出税額の計算	相続税の総額 (第2表⑩)	/			
あん分割合 (各人の⑥/④)	⑧ 0.1053	0.0680			
算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨ 20,363,325	13,150,105			
農業相続人の納税猶予の基礎となる税額	相続税の総額の差額 (第1表の⑦の金額)	/			
	農業投資価格超過額(第12表③)	⑩ 0	0		
	各人へのあん分額 (⑩×各人の⑧/④)	⑫ 0	0		
	各人の算出税額 (⑨+⑫)	⑬ 20,363,325	13,150,105		

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基礎となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。
この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人 サンプル 太郎

第5表 (平成21年4月分以降用)

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業) 相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第1表のAの金額) [配偶者の法定相続分] $1,066,952,000円 \times \frac{1}{2} = 533,476,000円$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				①※	円 533,476,000
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	円 ※ 245,834,000
	円 225,534,401	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)		
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ ①の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表のAの金額)		⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)	
円 343,128,400	円 245,834,000		円 1,066,952,000		円 79,059,439	
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (5,472,764円 - 0円)				⑪	円 5,472,764
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑬	円 5,472,764

(注) ⑬の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

2 配偶者以外の方が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第3表のAの金額) [配偶者の法定相続分] _____,000円 × _____ = _____円 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				⑬※	円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	⑪ 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑮ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑯ (⑪-⑭+⑮)の金額 (⑮の金額より小さいときは⑮の金額) (1,000円未満切捨て)	円 ※ ,000
	円	⑫ 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	⑬ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	⑭ (⑫-⑬)の金額 (⑬の金額が⑫の金額より大きいときは0)		
⑰ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑱ ⑬の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑲ 課税価格の合計額 (第3表のAの金額)		⑳ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑰×⑱÷⑲)	
円 00	円		円 ,000		円	
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (_____円 - _____円)				㉑	円
配偶者の税額軽減額	(㉑の金額と㉒の金額のうちいずれか少ない方の金額)				㉓	円

(注) ㉓の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項 ((隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用))の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表のAの金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表のAの金額)、⑩、⑰及び⑲の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

未成年者控除額の計算書 障害者控除額

被相続人 サンプル 太郎

第6表 (令和5年1月分以降用)

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満18歳にならない人がある場合に記入します。)

未成年者の氏名	サンプル 三郎				計
年齢 (1年未満切捨て) ①	平成17.11.12生 17歳	歳	歳	歳	
未成年者控除額 ②	10万円×(18歳-17歳) = 100,000円	10万円×(18歳-__歳) = 0,000円	10万円×(18歳-__歳) = 0,000円	10万円×(18歳-__歳) = 0,000円	円 100,000
未成年者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑫-⑬)の相続税額 ③	円 13,150,105	円	円	円	円 13,150,105
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその未成年者の「未成年者控除額①」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。					
控除しきれない金額 (②-③) ④	円	円	円	円	計 円 ④
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。					
扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑫-⑬)の相続税額 ⑤	円	円	円	円	円
未成年者控除額 ⑥					
(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「未成年者控除額①」欄に転記します。					

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がある場合に記入します。)

	一般障害者	特別障害者		計	
障害者の氏名	サンプル 二郎				
年齢 (1年未満切捨て) ①	平成8.3.30生 27歳	歳	歳	歳	
障害者控除額 ②	10万円×(85歳-27歳) = 5,800,000円	10万円×(85歳-__歳) = 0,000円	20万円×(85歳-__歳) = 0,000円	20万円×(85歳-__歳) = 0,000円	円 5,800,000
障害者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1の①又は第1表の(⑩+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1の①の相続税額 ③	円 20,363,325	円	円	円	円 20,363,325
(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその障害者の「障害者控除額②」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。					
控除しきれない金額 (②-③) ④	円	円	円	円	計 円 ④
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額) ④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。					
扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1の①又は第1表の(⑩+⑪-⑫-⑬)-第8の8表1の①の相続税額 ⑤	円	円	円	円	円
障害者控除額 ⑥					
(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「障害者控除額②」欄に転記します。					

外国税額控除額の計算書

被相続人 サンプル 太郎

第8表 (令和5年1月分以降用)

1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税		③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ (⑤の金額/取得財産の価額)の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
	国名及び税の名称	① 納期限 (年月日)						
		..			円		円	円
		..						
		..						
		..						
		..						
		..						

- (注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
 3 各人の⑧欄の金額を第8の8表1のその人の「外国税額控除額④」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名	サンプル 花子		
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑦×第3表の各農業相続人の⑬の金額)	②		
納上税の税額控除の計算額	③	5,472,764	
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④	5,472,764	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑦×第3表の各農業相続人の⑬の金額)	⑤		
(③-(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥	0	
農地等納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

- (注) 1 各人の⑦欄の金額を第8の8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8の7表の⑰欄の金額を第8の8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。
 2 この申告が修正申告である場合の⑦欄に記入する金額は、⑦欄の「①+②-⑥」の金額が修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超える場合には、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において第12表に記入した特例農地等に限り、）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超えることができます。

株式等納税猶予税額の計算書（一般措置用）

被相続人	サンプル 太郎
経営承継人 (経営承継相続人等・ 経営相続継承受贈者)	サンプル 一郎

第8の2表
(令和5年1月分以降用)

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続継承受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「一般措置」の適用を受ける場合に納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
(注) 1 経営承継相続人等及び経営相続継承受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表）において「経営承継人」と表記しています。
2 非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「特別措置」の適用を受ける場合には第8の2の2表を使用してください。

私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 対象非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項）の適用を受けます。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算	
① 経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額	0円
② 経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）	5,000,000
③ 経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額(その経営承継人の第1表の(①+②) (又は第3表の①欄)の金額)	256,159,890
④ 控除未済債務額(①+②-③)の金額(赤字の場合は0)	0
⑤ 特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000
⑥ 特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)	,000
⑦ 経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額(その経営承継人以外の者の第1表の⑥欄(又は第3表の⑥欄)の金額の合計)	467,303,000
⑧ 基礎控除額(第2表の②欄の金額)	60,000,000
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑦-⑧)	407,303,000
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑥+⑦-⑧)	407,303,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		⑬ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×⑫) 円	⑭ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。) 円	⑮ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫) 円	⑯ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。) 円
サンプル 花子	1/2	203,651,000	64,642,950	203,651,000	64,642,950
サンプル 一郎	1/8	50,912,000	8,273,600	50,912,000	8,273,600
サンプル 次子	1/8	50,912,000	8,273,600	50,912,000	8,273,600
サンプル 二郎	1/8	50,912,000	8,273,600	50,912,000	8,273,600
サンプル 三郎	1/8	50,912,000	8,273,600	50,912,000	8,273,600
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑰ 相続税の総額(⑭の合計額)	97,737,300	⑱ 相続税の総額(⑯の合計額)	97,737,300

(注) 1 ③欄の「第1表の(①+②)」の金額は、経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑦欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。
2 ⑪及び⑫欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

① (経営承継人の第1表の(⑮+⑰-⑱)の金額)	0円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑰×1の⑤/1の(⑤+⑦))	0
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)	
a (②+③-経営承継人の第1表の⑫)の金額(赤字の場合は0)	0
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑱×1の⑥/1の(⑥+⑦))	0
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)	
b (④+⑤-経営承継人の第1表の⑫)の金額(赤字の場合は0)	0
c 経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額(その人の第1表の(⑨(又は⑩)+⑪-⑫))(赤字の場合は0)	67,607,012
⑥ (①+a-b-c)の金額(赤字の場合は0)	0
⑦ (a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)	0
⑧ 対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額(注2参照)	
イ(会社名)に係る株式等納税猶予税額(⑦×イの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00
ロ(会社名)に係る株式等納税猶予税額(⑦×ロの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00
ハ(会社名)に係る株式等納税猶予税額(⑦×ハの株式等に係る価額/1の①)(100円未満切捨て)	00
⑨ 株式等納税猶予税額(⑦の金額(100円未満切捨て)(又は⑧の金額の合計額))(注3参照)	A 00

(注) 1 c欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。
2 ⑧欄について、対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が1社のみ場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑧欄のA欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
3 ⑨欄のA欄の金額を経営承継人の第8の8表2の「株式等納税猶予税額②」欄に転記します。なお、経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑨欄のA欄の金額によらず、第8の7表の⑩欄の金額を経営承継人の第8の8表2の「株式等納税猶予税額②」欄に転記します。
4 この申告が修正申告である場合の⑦欄に記入する金額は、⑦欄の「a-b-⑥」の金額が修正前の当該金額を超える場合には、当該修正前の金額にとどめます(⑧及び⑨欄も同様です)。ただし、この制度の適用を受ける対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等(期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」に記入した対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等)に限り、その誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の金額を超えることができます。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力	確認			
---------	----	----	--	--	--

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書（一般措置用）

第8の2表の付表1
(平成31年1月分以降用)

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2）」の適用を受ける対象非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により対象非上場株式等に係る会社の株式等取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。
この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

被相続人	サンプル 太郎
経営承継相続人等	サンプル 一郎

1 対象非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)		
③ 事業種目		⑧ 円滑化法の認定の状況	認定年月日 年 月 日 認定番号
④ 相続開始の時ににおける資本金の額	0円		
⑤ 相続開始の時ににおける資本準備金の額	0円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
⑥ 相続開始の時ににおける従業員数	20人		

2 対象非上場株式等の明細

① 相続開始の時ににおける発行済株式等の総数等	株・口・円 0	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円 0	③ ②のうち、制度の適用を受ける株式等の数等	株・口・円 0	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	円 0	⑤ 価額 (③ × ④)	A 円 0
-------------------------	------------	-----------------------------	------------	------------------------	------------	------------------------------	--------	--------------	----------

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	株・口・円 0	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	株・口・円 0	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	株・口・円 0	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)	株・口・円 0
---	------------	--------------------------	------------	----------------------	------------	--	------------

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「4(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「4(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・					円	
・	・						
・	・						
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	

上記の明細の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

所在地 _____
会社名 _____
代表者氏名 _____

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認		
---------	--------	---	----	----	--	--

特例株式等納税猶予税額の計算書（特例措置用）

被相続人		サンプル 太郎	
この計算書は、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「特例措置」の適用を受ける場合に納税猶予税額（特例株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。 (注) 1 特例経営承継相続人等及び特例経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2の2表）において「特例経営承継人」と表記しています。 2 非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「一般措置」の適用を受ける場合には第8の2表を使用してください。		特例経営承継人 (特例経営承継相続人等・特例経営相続承継受贈者) サンプル 一郎	
私は、第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」又は第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式(出資)のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項、同法第70条の7の8第1項)の適用を受けます。			
1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算			
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
① 特例経営承継人の第8の2の2表の付表1・付表2のA欄の合計額	0円		
② 特例経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）	5,000,000		
③ 特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その特例経営承継人の第1表の(①+②)（又は第3表の①欄）の金額）	256,159,890		
④ 控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）	0		
⑤ 特定価額（①-④）(1,000円未満切捨て)（赤字の場合は0）	,000		
⑥ 特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（その特例経営承継人以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）	467,303,000		
⑦ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）	60,000,000		
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑥-⑦）	407,303,000		
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算			
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
サンプル 花子	1/2	203,651,000	64,642,950
サンプル 一郎	1/8	50,912,000	8,273,600
サンプル 次子	1/8	50,912,000	8,273,600
サンプル 二郎	1/8	50,912,000	8,273,600
サンプル 三郎	1/8	50,912,000	8,273,600
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額（⑫の合計額）	97,737,300
(注) 1 ③欄の「第1表の(①+②)」の金額は、特例経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑥欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。 2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。			
2 特例株式等納税猶予税額の計算			
① (特例経営承継人の第1表の(⑬+⑭-⑮))の金額	0円		
② 特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額（1の⑬×1の⑤/1の(⑤+⑥)）	0		
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	0		
a (②+③-特例経営承継人の第1表の⑮)の金額（赤字の場合は0）	0		
b 特例経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の(⑨（又は⑩）+⑪-⑫)）（赤字の場合は0）	67,607,012		
④ (①+a-b)の金額（赤字の場合は0）	0		
⑤ (a-④)の金額（赤字の場合は0）	0		
⑥ 特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額（注2参照）			
イ (会社名) _____ に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×イの株式等に係る価額/1の①）(100円未満切捨て)	00		
ロ (会社名) _____ に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ロの株式等に係る価額/1の①）(100円未満切捨て)	00		
ハ (会社名) _____ に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ハの株式等に係る価額/1の①）(100円未満切捨て)	00		
⑦ 特例株式等納税猶予税額（⑤の金額(100円未満切捨て)（又は⑥の金額の合計額））（注3参照）	A 00		
(注) 1 b欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。 2 ⑥欄について、特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が1社の場合のみは、⑥欄の記入は行わず、⑤欄の金額を⑦欄のA欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 3 ⑦欄のA欄の金額を特例経営承継人の第8の8表2の「特例株式等納税猶予税額③」欄に転記します。なお、特例経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑦欄のA欄の金額によらず、第8の7表の⑬欄の金額を特例経営承継人の第8の8表2の「特例株式等納税猶予税額③」欄に転記します。 4 この申告が修正申告である場合の⑤欄に記入する金額は、⑤欄の「a-④」の金額が修正前の当該金額を超える場合には、当該修正前の金額にとどめます（⑥及び⑦欄も同様です。）。ただし、この特例の適用を受ける特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等（期限内申告において第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記入した特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に限りません。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑤欄の金額は、当該修正前の金額を超えることができます。			

第8の2の2表（令和5年1月分以降用）

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書 (特例措置用)

被相続人	サンプル 太郎
特例経営承継相続人等	サンプル 一郎

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の6)」の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 特例対象非上場株式等に係る会社				
① 会社名		⑧ 特例承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 会社の整理番号 (会社の所轄税務署名)	(署)		確認年月日	年 月 日
③ 事業種目			確認番号	
④ 相続開始の時にける資本金の額	0 円	⑨ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年 月 日
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額	0 円		認定番号	
⑥ 相続開始の時にける従業員数	30 人	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	<input type="radio"/> 無
⑦ 相続開始の日から5か月後における特例経営承継相続人等の役職名				

2 特例対象非上場株式等の明細				
① 相続開始の時にける発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額 (裏面の2(2)参照)	⑤ 価額 (③ × ④)
株・口・円 0	株・口・円 0	株・口・円 0	円 0	A 0

3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項			
この欄は、特例経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の5)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例 (同法第70条の7の6)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の3第16項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者 (裏面の「4(1)」参照) から現物出資又は贈与により取得した資産の価額 (裏面の「4(2)」参照) 等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・					円	
・	・						
・	・						
・	・						
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							令和 年 月 日
※の項目は記入する必要がありません。 所在地 _____ 会社名 _____ 代表者氏名 _____							

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

事業用資産納税猶予税額の計算書

被相続人	サンプル 太郎
特例事業相続人等	サンプル 次子

第8の6表 (令和5年1月分以降用)

この計算書は、特例事業相続人等に該当する人が個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。

私は、第8の6表の付表1の「2 特定事業用資産の明細」又は第8の6表の付表2「3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細」若しくは第8の6表の付表2の2「2 特例受贈事業用資産である株式等の明細」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産又は特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）」の適用を受けます。

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算			
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
① 特例事業相続人等の第8の6表の付表1・付表2（2の2）のA欄の合計額			0円
② 特例事業相続人等に係る特定債務額（その者の第8の6表の付表4のB）			0
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）			,000
④ 特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その特例事業相続人等以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）			396,062,000
⑤ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）			60,000,000
⑥ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋④－⑤）			336,062,000
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算			
⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑨ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑥×⑧)	⑩ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
サンプル 花子	1/2	168,031,000	50,212,400
サンプル 一郎	1/8	42,007,000	6,401,400
サンプル 次子	1/8	42,007,000	6,401,400
サンプル 二郎	1/8	42,007,000	6,401,400
サンプル 三郎	1/8	42,007,000	6,401,400
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑪ 相続税の総額（⑩の合計額）	75,818,000
(注) 1 ④欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。			
2 ⑦及び⑧欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。			
2 事業用資産納税猶予税額の計算			
① (特例事業相続人等の第1表の(⑮+⑰-⑱))の金額			0円
② 特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額（1の⑩×1の③/1の(③+④)）			0
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a (②+③-特例事業相続人等の第1表の⑱)の金額（赤字の場合は0）			0
b 特例事業相続人等の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の(⑨(又は⑩)+⑪-⑱)）（赤字の場合は0）			86,790,694
④ (①+a-b)の金額（赤字の場合は0）			0
⑤ 事業用資産納税猶予税額（(a-④)の金額）（赤字の場合は0）（注2参照）		A	00
(注) 1 b欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。			
2 ⑤欄のA欄の金額を特例事業相続人等の第8の8表2の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、特例事業相続人等が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑤欄のA欄の金額によらず、第8の7表の②欄の金額を特例事業相続人等の第8の8表2の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。			
3 この申告が修正申告である場合の⑤欄に記入する金額は、⑤欄の「a-④」の金額が修正前の「事業用資産納税猶予税額」の金額を超える場合には、当該修正前の「事業用資産納税猶予税額」の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特定事業用資産又は特例受贈事業用資産（期限内申告において第8の6表の付表1の「2 特定事業用資産の明細」又は第8の6表の付表2の「3 特例の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細」若しくは第8の6表の付表2の2の「2 特例受贈事業用資産である株式等の明細」に記入した特定事業用資産又は特例受贈事業用資産に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑤欄の金額は、当該修正前の「事業用資産納税猶予税額」の金額を超えることができます。			

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書

この明細書は、相続又は遺贈により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず第8の6表の付表2又は第8の6表の付表2の2を使用してください。	被相続人	サンプル 太郎
	特例事業相続人等	サンプル 次子

第8の6表の付表1 (令和2年分以降用)

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		⑥ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業相続人等の開業届出書提出年月日	年 月 日	⑦ 円滑化法の認定の状況	確認番号	
④ 特例事業相続人等の青色申告の承認申請書の提出年月日	年 月 日		認定年月日	年 月 日
⑤ 相続開始の時ににおける常時使用従業員数	人		認定番号	

(注) この欄の書きかた等については裏面をご覧ください。

2 特定事業用資産の明細
この欄は、被相続人等の事業の用に供されていた資産（相続開始日の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。
この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(1) 宅地等				
① 所在場所	② 面積	③ 価額	④ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑤ ④に係る価額
	㎡	円	㎡	円
⑥ 特例の適用を受ける宅地等の価額の合計額				イ

(2) 建物				
① 所在場所	② 面積	③ 価額	④ ②のうち、特例の適用を受ける面積	⑤ ④に係る価額
	㎡	円	㎡	円
⑥ 特例の適用を受ける建物の価額の合計額				ロ

(3) 減価償却資産				
① 名称	② 所在場所	③ 面積	④ 価額	
		㎡	円	
⑤ 特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計額				ハ

(注) この欄の書きかた等については裏面をご覧ください。

3 事業を行っていた者に関する事項
この欄は、被相続人が2の特定事業用資産に係る事業を行っていた者と生計を一にする親族である場合に、その事業を行っていた者からの特例事業相続人等の当該事業に係る資産の取得に関する事項等について記入します。

① 事業を行っていた者の氏名	② ①の者からの取得の原因	③ 取得年月日
	贈与・相続等	年 月 日

4 最初の申告書の提出に関する事項
この欄は、特例事業相続人等が贈与又は相続等により取得した2の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた他の資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の6の10）」の規定の適用を受け又は受けようとしている場合において、これらの規定の適用に係る最初の贈与税又は相続税の申告書の提出期限がこの申告書の提出期限前に到来するときに、その最初の申告書に係る事項を記入します。

① 贈与者又は被相続人の氏名	② ①の者からの取得の原因	③ 取得年月日	④ 最初の申告書に係る税務署名
	贈与・相続等	年 月 日	署

5 特例事業用資産の価額 (イ+ロ+ハ) A 0円

(注) A欄の金額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の6表の付表1のほか、第8の6表の付表2又は第8の6表の付表2の2の作成がある場合には、各付表のA欄の合計額を第8の6表の「1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--

納税猶予税額等の調整計算書

被相続人	サンプル 太郎
相続人等	サンプル 花子

第8の7表
(令和5年1月分以降用)

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。

- ・ 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項）
- ・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
- ・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）
- ・ 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項）
- ・ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）又は医療法人の持分についての税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項）
- ・ 特定の美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項）
- ・ 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）

1 調整前猶予税額等の明細	
この欄は、相続人等に係る農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、特例株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額、医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。）、美術品納税猶予税額又は事業用資産納税猶予税額についてその明細を記入します。	
① 調整前農地等猶予税額（相続人等の第8表の2の⑦の金額）	円 00
② 調整前株式等猶予税額（相続人等の第8の2表の2のAの金額）	00
③ 調整前特例株式等猶予税額（相続人等の第8の2の2表の2のAの金額）	00
④ 調整前山林猶予税額（相続人等の第8の3表の2の⑧の金額）	00
⑤ 調整前医療法人持分猶予税額等（相続人等の第8の4表の2の⑨の金額）	00
⑥ 調整前美術品猶予税額（相続人等の第8の5表の2のA）	5,000,000
⑦ 調整前事業用資産猶予税額（相続人等の第8の6表の2のA）	00
⑧ 調整前猶予税額等（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）	5,000,000
⑨ 猶予可能税額等（相続人等の第1表の(16)-(17)の金額）（100円未満切捨て）	00

(注) ⑧欄の金額が⑨欄の金額を超える場合（「⑧>⑨」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。
なお、⑧欄の金額が⑨欄の金額以下の場合（「⑧≤⑨」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

2 各納税猶予税額等の調整	
この欄は、1の⑧欄の金額が1の⑨欄の金額を超える場合（「⑧>⑨」の場合）において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。 なお、1の⑧欄の金額が1の⑨欄の金額以下の場合（「⑧≤⑨」の場合）は記入を要しません。	
⑩ 調整後の農地等納税猶予税額（⑨×①/⑧）（100円未満切捨て）	円 00
⑪ 調整後の株式等納税猶予税額（⑨×②/⑧）（100円未満切捨て）	00
⑫ 調整後の特例株式等納税猶予税額（⑨×③/⑧）（100円未満切捨て）	00
⑬ 調整後の山林納税猶予税額（⑨×④/⑧）（100円未満切捨て）	00
⑭ 調整後の医療法人持分納税猶予税額等（⑨×⑤/⑧）（100円未満切捨て）	00
⑮ 調整後の美術品納税猶予税額（⑨×⑥/⑧）（100円未満切捨て）	00
⑯ 調整後の事業用資産納税猶予税額（⑨×⑦/⑧）（100円未満切捨て）	00

3 納税猶予税額等	
この欄は、1又は2により算出した納税猶予税額等を基に、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。	
⑰ 農地等納税猶予税額（①の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	(第8の8表2の①) 円 00
⑱ 株式等納税猶予税額（②の金額（2において調整の計算をした場合には⑪の金額）を転記します。）	(第8の8表2の②) 00
⑲ 特例株式等納税猶予税額（③の金額（2において調整の計算をした場合には⑫の金額）を転記します。）	(第8の8表2の③) 00
⑳ 山林納税猶予税額（④の金額（2において調整の計算をした場合には⑬の金額）を転記します。）	(第8の8表2の④) 00
㉑ 医療法人持分納税猶予税額等（⑤の金額（2において調整の計算をした場合には⑭の金額）を転記します。）	00
イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (②の金額を転記します。) A (第8の8表2の⑤) 00
ロ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき 医療法人持分税額控除額 (②の金額を転記します。) B (第1表の⑧) 00
	(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (*第8の4表の付表の計算明細の各欄を記入します。) 医療法人持分税額控除額 (第8の4表の付表のFの金額を転記します。) B (第1表の⑧) 00
㉒ 美術品納税猶予税額（⑥の金額（2において調整の計算をした場合には⑮の金額）を転記します。）	(第8の8表2の⑥) 00
㉓ 事業用資産納税猶予税額（⑦の金額（2において調整の計算をした場合には⑯の金額）を転記します。）	(第8の8表2の⑦) 00

(注) 1 ⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒及び㉓欄の各欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。
2 ⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒又は㉓欄の金額は、相続人等の第8の8表2の「農地等納税猶予税額①」、「株式等納税猶予税額②」、「特例株式等納税猶予税額③」、「山林納税猶予税額④」、「医療法人持分納税猶予税額⑤」若しくは第1表の「医療法人持分税額控除額⑧」、第8の8表2の「美術品納税猶予税額⑥」又は「事業用資産納税猶予税額⑦」欄にそれぞれ転記します。
3 ㉒欄は、㉒欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)のときには②欄の金額を、(ロ)のときには㉒欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。

納税猶予税額等の調整計算書

被相続人	サンプル 太郎
相続人等	サンプル 一郎

第8の7表
(令和5年1月分以降用)

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において「相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。

- ・ 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項）
- ・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
- ・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）
- ・ 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項）
- ・ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）又は医療法人の持分についての税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項）
- ・ 特定の美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項）
- ・ 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）

1 調整前猶予税額等の明細	
この欄は、相続人等に係る農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、特例株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額、医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。）、美術品納税猶予税額又は事業用資産納税猶予税額についてその明細を記入します。	
① 調整前農地等猶予税額（相続人等の第8表の2の⑦の金額）	円 00
② 調整前株式等猶予税額（相続人等の第8の2表の2のAの金額）	00
③ 調整前特例株式等猶予税額（相続人等の第8の2の2表の2のAの金額）	00
④ 調整前山林猶予税額（相続人等の第8の3表の2の⑧の金額）	00
⑤ 調整前医療法人持分猶予税額等（相続人等の第8の4表の2の⑨の金額）	00
⑥ 調整前美術品猶予税額（相続人等の第8の5表の2のA）	00
⑦ 調整前事業用資産猶予税額（相続人等の第8の6表の2のA）	00
⑧ 調整前猶予税額等（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）	00
⑨ 猶予可能税額等（相続人等の第1表の(16)-(17)の金額）（100円未満切捨て）	67,607,000

(注) ⑧欄の金額が⑨欄の金額を超える場合（「⑧>⑨」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。
なお、⑧欄の金額が⑨欄の金額以下の場合（「⑧≤⑨」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

2 各納税猶予税額等の調整	
この欄は、1の⑧欄の金額が1の⑨欄の金額を超える場合（「⑧>⑨」の場合）において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。 なお、1の⑧欄の金額が1の⑨欄の金額以下の場合（「⑧≤⑨」の場合）は記入を要しません。	
⑩ 調整後の農地等納税猶予税額（⑨×①/⑧）（100円未満切捨て）	円 00
⑪ 調整後の株式等納税猶予税額（⑨×②/⑧）（100円未満切捨て）	00
⑫ 調整後の特例株式等納税猶予税額（⑨×③/⑧）（100円未満切捨て）	00
⑬ 調整後の山林納税猶予税額（⑨×④/⑧）（100円未満切捨て）	00
⑭ 調整後の医療法人持分納税猶予税額等（⑨×⑤/⑧）（100円未満切捨て）	00
⑮ 調整後の美術品納税猶予税額（⑨×⑥/⑧）（100円未満切捨て）	00
⑯ 調整後の事業用資産納税猶予税額（⑨×⑦/⑧）（100円未満切捨て）	00

3 納税猶予税額等	
この欄は、1又は2により算出した納税猶予税額等を基に、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。	
⑰ 農地等納税猶予税額（①の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	(第8の8表2の①) 円 00
⑱ 株式等納税猶予税額（②の金額（2において調整の計算をした場合には⑪の金額）を転記します。）	(第8の8表2の②) 00
⑲ 特例株式等納税猶予税額（③の金額（2において調整の計算をした場合には⑫の金額）を転記します。）	(第8の8表2の③) 00
⑳ 山林納税猶予税額（④の金額（2において調整の計算をした場合には⑬の金額）を転記します。）	(第8の8表2の④) 00
㉑ 医療法人持分納税猶予税額等（⑤の金額（2において調整の計算をした場合には⑭の金額）を転記します。）	00
イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (②の金額を転記します。) A (第8の8表2の⑤) 00
ロ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき 医療法人持分税額控除額 (②の金額を転記します。) B (第1表の⑮) 00
	(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (*第8の4表の付表の計算明細の各欄を記入します。) 医療法人持分税額控除額 (第8の4表の付表のFの金額を転記します。) B (第1表の⑮) 00
㉒ 美術品納税猶予税額（⑥の金額（2において調整の計算をした場合には⑮の金額）を転記します。）	(第8の8表2の⑥) 00
㉓ 事業用資産納税猶予税額（⑦の金額（2において調整の計算をした場合には⑯の金額）を転記します。）	(第8の8表2の⑦) 00

(注) 1 ⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒及び㉓欄の各欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。
2 ⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒又は㉓欄の金額は、相続人等の第8の8表2の「農地等納税猶予税額①」、「株式等納税猶予税額②」、「特例株式等納税猶予税額③」、「山林納税猶予税額④」、「医療法人持分納税猶予税額⑤」若しくは第1表の「医療法人持分税額控除額⑮」、第8の8表2の「美術品納税猶予税額⑥」又は「事業用資産納税猶予税額⑦」欄にそれぞれ転記します。
3 ㉒欄は、㉒欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（(イ)又は(ロ)）に応じ、(イ)のときには②欄の金額を、(ロ)のときには㉒欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。

税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

FD3572

第8の8表（令和5年1月分以降用）

(単位は円)

被相続人 サンプル 太郎

1 税額控除額

この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に記入する金額の計算のために使用します。

		(氏名) サンプル 二郎	(氏名) サンプル 三郎
※ 整理番号		<input type="text"/>	<input type="text"/>
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	①	<input type="text"/>	<input type="text"/>
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	②	<input type="text"/>	<input type="text"/>
相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	③	<input type="text"/>	<input type="text"/>
外国税額控除額 (第8表1⑧)	④	<input type="text"/>	<input type="text"/>
合計 (①+②+③+④)	⑤	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に転記します。

(単位は円)

2 納税猶予税額

この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が、第1表の「納税猶予税額⑳」欄に記入する金額の計算のために使用します。

- 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項）
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）
- 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項）
- 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）
- 特定の美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項）
- 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）

		(氏名) サンプル 花子	(氏名) サンプル 一郎
※ 整理番号		<input type="text"/>	<input type="text"/>
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	①	<input type="text"/>	<input type="text"/>
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②	<input type="text"/>	<input type="text"/>
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③	<input type="text"/>	<input type="text"/>
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	④	<input type="text"/>	<input type="text"/>
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤	<input type="text"/>	<input type="text"/>
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦	<input type="text"/>	<input type="text"/>
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	<input type="text"/>	<input type="text"/>

(注) 1 上記(1)～(7)の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除(租税特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。

2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑳」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※ 税務署整理欄	申告区分	年分	名簿番号	申告年月日	グループ番号
----------	------	----	------	-------	--------

税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

FD3572

第8の8表（令和5年1月分以降用）

被相続人 サンプル 太郎

(単位は円)

1 税額控除額

この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に記入する金額の計算のために使用します。

		(氏名)	(氏名)
※ 整理番号			
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	①		
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	②		
相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	③		
外国税額控除額 (第8表1⑧)	④		
合計 (①+②+③+④)	⑤		

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に転記します。

(単位は円)

2 納税猶予税額

この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が、第1表の「納税猶予税額⑳」欄に記入する金額の計算のために使用します。

- (1) 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項）
- (2) 非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
- (3) 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）
- (4) 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項）
- (5) 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）
- (6) 特定の美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項）
- (7) 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）

		(氏名) サンプル 次子	(氏名)
※ 整理番号			
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	①		
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②		
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③		
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	④		
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤		
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥		
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦		
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧		

※の項目は記入する必要がありません。

(注) 1 上記(1)~(7)の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除(租税特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①~⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①~⑦欄に対応する欄の金額を転記します。

2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑳」欄に転記します。

※ 税務署整理欄 申告区分 年分 名簿番号 申告年月日 グループ番号

生命保険金などの明細書

被相続人 サンプル 太郎

第9表 (平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
東京都墨田区 〇〇56-8	〇〇生命保険	5. 11. 18	389,500 ^円	サンプル 花子
東京都墨田区 〇〇56-8	〇〇生命保険	5. 11. 18	389,500	サンプル 一郎
東京都墨田区 〇〇56-8	〇〇生命保険	5. 11. 18	389,500	サンプル 次子
東京都墨田区 〇〇56-8	〇〇生命保険	5. 11. 18	389,500	サンプル 二郎
東京都中央区	〇〇郵便局	6. 1. 31	1,666,667	サンプル 花子

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の方が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の〕 法定相続人の数		④ 円
(500万円× <input type="text" value="5"/>)	により計算した金額を右の④に記入します。		25,000,000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 ($\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{③}}$)	③ 課税金額 (①-②)
サンプル 花子	9,056,167 ^円	5,447,909 ^円	3,608,258 ^円
サンプル 一郎	7,389,500	4,445,293	2,944,207
サンプル 次子	9,056,167	5,447,908	3,608,259
サンプル 二郎	7,389,500	4,445,293	2,944,207
サンプル 三郎	8,666,666	5,213,597	3,453,069
合計	④ 41,558,000	25,000,000	16,558,000

- (注) 1 ③の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

生命保険金などの明細書

被相続人 サンプル 太郎

第9表 (平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
東京都中央区	〇〇郵便局	6. 1. 31	1,666,667 ^円	サンプル 次子
東京都中央区	〇〇郵便局	6. 1. 31	1,666,666	サンプル 三郎
東京都八王子市	〇〇農業協同組合	6. 1. 31	7,000,000	サンプル 花子
東京都八王子市	〇〇農業協同組合	6. 1. 31	7,000,000	サンプル 一郎
東京都八王子市	〇〇農業協同組合	6. 1. 31	7,000,000	サンプル 次子

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の方が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の法定相続人の数〕 (500万円 × <input type="text"/> 人) により計算した金額を右の④に記入します。		④ 円 ,000,000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額 円	② 非課税金額 $\left(\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{③}} \right)$ 円	③ 課税金額 (① - ②) 円
合計	①		

- (注) 1 ③の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

生命保険金などの明細書

被相続人 サンプル 太郎

第9表 (平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
東京都八王子市	〇〇農業協同組合	6. 1. 31	7,000,000 ^円	サンプル 二郎
東京都八王子市	〇〇農業協同組合	6. 1. 31	7,000,000	サンプル 三郎
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の人を受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	[第2表の④の法定相続人の数] (500万円 × <input type="text"/> 人) により計算した金額を右の④に記入します。		④ 円 ,000,000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 $\left(\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{③}} \right)$	③ 課税金額 (① - ②)
	円	円	円
合計	⑤		

- (注) 1 ⑤の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

退職手当金などの明細書

被相続人 サンプル 太郎

第10表
(平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
東京都新宿区	A A A 商事	5. 11. 30	退職金	250,000 円	サンプル 花子
東京都新宿区	A A A 商事	5. 11. 30	退職金	250,000	サンプル 一郎
東京都新宿区	A A A 商事	5. 11. 30	退職金	250,000	サンプル 次子
東京都新宿区	A A A 商事	5. 11. 30	退職金	250,000	サンプル 二郎
東京都品川区〇〇 6-8-9	サンプル産業株式会社	5. 12. 31	退職金	17,500,000	サンプル 花子

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の方が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の(A)の法定相続人の数〕 (500万円 × <input type="text" value="5人"/> により計算した金額を右の(A)に記入します。)		(A) 円 25,000,000
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当 などの金額	② 非課税金額 $(A \times \frac{\text{各人の①}}{B})$	③ 課税金額 (① - ②)
サンプル 花子	17,750,000 円	9,244,792 円	8,505,208 円
サンプル 一郎	12,250,000	6,380,209	5,869,791
サンプル 次子	250,000	130,208	119,792
サンプル 二郎	250,000	130,208	119,792
サンプル 三郎	17,500,000	9,114,583	8,385,417
合計	(B) 48,000,000	25,000,000	23,000,000

(注) 1 (B)の金額が(A)の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

退職手当金などの明細書

被相続人 サンプル 太郎

第10表
(平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
東京都品川区〇〇 6-8-9	サンプル産業株式会社	5.12.31	退職金	17,500,000 円	サンプル 三郎
東京都品川区〇〇 6-8-9	サンプル産業株式会社	5.12.31	功労金	12,000,000	サンプル 一郎
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の方が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の(A)の法定相続人の数〕 (500万円 × <input type="text" value="人"/> 人) により計算した金額を右の(A)に記入します。		(A) 円 , 000, 000
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当金 などの金額	② 非課税金額 $(A \times \frac{\text{各人の①}}{B})$	③ 課税金額 (① - ②)
	円	円	円
合計	(B)		

- (注) 1 (B)の金額が(A)の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 サンプル 太郎

第11表 (令和2年4月分以降用)

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区 分	1 全 部 分 割	② 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割
	分 割 の 日		令和 6年 1月17日	

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

財 産 の 明 細						分割が確定した財産		
種 類	細 目	利用区分、 銘柄等	所 在 場 所 等	数 量	単 価	価 額	取得した人の 氏 名	取 得 財 産 の 価 額
				固定資産税 評 価 額	倍 数			
土地	田	自用地	埼玉県秩父市△△55	10,000 m ²	21,361 円	213,610,000 円	サンプル 次子	213,610,000 円
	(小計)					(213,610,000)		
土地	宅地	貸家建付地	東京都江東区△△ 1丁目22番3号	280.8097 m ²	267,304	43,524,349	サンプル 一郎	43,524,349
				11・11の2表の付表1のとおり				
土地	宅地	貸家建付地	神奈川県横浜市鶴見区	75 m ²	231,072	17,330,400	サンプル 二郎	17,330,400
土地	宅地	自用地	東京都江東区○○ 3丁目4番5号	630 m ²	290,000	141,329,760	サンプル 花子	141,329,760
				11・11の2表の付表1のとおり				
土地	宅地	自用地	埼玉県さいたま市大宮区○○ 5-6-7	520 m ²	132,020	68,650,400	サンプル 次子	68,650,400
土地	宅地	自用地	東京都文京区	561 m ²	308,562	173,103,282		
	(小計)					(443,938,191)		
土地	その他の土地	自用地	長野県松本市○○ 568番地	2,250 m ²		101,250,000		
	(小計)					(101,250,000)		
[計]						(758,798,191)		
家屋等	家屋(鉄コ 3・居宅)	自家用屋	東京都江東区○○ 3丁目4番5号	235.23 m ²		7,836,500	サンプル 花子	7,836,500
				7,836,500	1			
家屋等	家屋(鉄コ 10・居宅)	貸家	東京都江東区○○ 1丁目22番3号	176.354 m ²		6,757,450	サンプル 一郎	6,757,450
				9,653,500	0.7			
[計]						(14,593,950)		
有価証券	特定同族 配当還元方式	サンプル産業	東京都品川区○○ 6-8-9	2,000 株	336	672,000	サンプル 三郎	672,000

合 計 表	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)	サンプル 花子	サンプル 一郎	サンプル 次子	サンプル 二郎	サンプル 三郎
	分割財産の価額 ①	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額 ②	763,551,534	225,534,401	200,248,797	285,988,451	39,269,399	12,510,486
	各人の取得財産の 価額(①+②) ③	1,054,848,279	371,182,774	236,660,890	322,400,544	75,681,492	48,922,579

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑩までの該当欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 サンプル 太郎

第11表 (令和2年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割			
		分割の日						
財産の明細								
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	分割が確定した財産	
				固定資産税 評価額	倍数		取得した人の 氏名	取得財産の 価額
有価証券	特定同族 配当還元方式	AAA商事	東京都新宿区	4,000 株	4,562 円	円	サンプル 一郎	円
	(小計)					18,248,000		18,248,000
有価証券	特定同族 その他の方式	サンプル産業	東京都品川区〇〇 6-8-9	10,000 株	3,775	円	サンプル 花子	円
	(小計)					37,750,000		37,750,000
有価証券	特定同族 その他の方式	サンプル産業	東京都品川区〇〇 6-8-9	25,000 株	3,775	円	サンプル 一郎	円
	(小計)					94,375,000		94,375,000
有価証券	特定同族 その他の方式	サンプル産業	東京都品川区〇〇 6-8-9	5,000 株	3,775	円	サンプル 二郎	円
	(小計)					18,875,000		18,875,000
有価証券	特定同族 その他の方式	甲野〇〇病院	千葉県千葉市中央区〇〇 5-6-7	30,000 株	297	円	サンプル 一郎	円
	(小計)					8,910,000		8,910,000
	(小計)					159,910,000		
有価証券	その他の株 式出資	A石油	神奈川県横浜市神奈川区 〇〇12-3	1,100 株	501	円		
	(小計)					551,100		
有価証券	その他の株 式出資	B製鉄	千葉県千葉市美浜区 〇〇56-9	2,000 株	369	円		
	(小計)					738,000		
有価証券	その他の株 式出資	A社	東京都中央区〇〇 123-45	500 株	511	円		
	(小計)					255,500		
有価証券	その他の株 式出資	B社	神奈川県川崎市〇〇区 87-66	1,200 株	421	円		
	(小計)					505,200		
	(小計)					2,049,800		
有価証券	貸付信託の 受益証券	貸付信託	Y信託銀行			円		
	(小計)					5,043,663		
	(小計)					5,043,663		
[計]						185,923,463		
合計表	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)						
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②						
	各人の取得財産の 価額 (①+②)	③						

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑳までの該当欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 サンプル 太郎

第11表 (令和2年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区分		1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割		
		分割の日						
財産の明細							分割が確定した財産	
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	取得した人の 氏名	取得財産の 価額
				固定資産税 評価額	倍数			
現金預貯金等		現金			円	円	サンプル 花子	円
				円		2,563,456		2,563,456
現金預貯金等	定期預金	定期預金	Z銀行			5,031,219	サンプル 花子	5,031,219
現金預貯金等		定期預金	ABC銀行江東支店			9,850,000		
[計]						17,444,675		
家庭用財産		家具等一式	東京都江東区〇〇 3丁目4番5号			4,500,000	サンプル 花子	4,500,000
[計]						4,500,000		
その他の財産	生命保険金等			第9表のとおり		16,558,000	サンプル 花子	3,608,258
				"			サンプル 一郎	2,944,207
				"			サンプル 次子	3,608,259
				"			サンプル 二郎	2,944,207
				"			サンプル 三郎	3,453,069
	(小計)					16,558,000		
その他の財産	退職手当金等			第10表のとおり		23,000,000	サンプル 花子	8,505,208
				"			サンプル 一郎	5,869,791
				"			サンプル 次子	119,792
合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②						
	各人の取得財産の 価額 (①+②)	③						

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑳までの該当欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 サンプル 太郎

第11表 (令和2年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割			
		分割の日						
財産の明細								
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	分割が確定した財産	
				固定資産税 評価額	倍数		取得した人の 氏名	取得財産の 価額
その他の 財産	退職手当 金等			第10表のとおり	円	円	サンプル 二郎	円 119,792
				"			サンプル 三郎	8,385,417
	(小計)					(23,000,000)		
その他の 財産	その他	有期定期金	東京都江戸川区			2,808,000	サンプル 花子	2,808,000
その他の 財産	その他	終身定期金	東京都世田谷区△△8-7-6			12,000,000	サンプル 一郎	12,000,000
その他の 財産	その他	ゴルフ会員権 ○○カントリークラブ	長野県飯田市○○ 569番地5			5,620,000	サンプル 一郎	5,620,000
その他の 財産	その他	絵画	東京都江東区○○ 3丁目4番5号			13,600,000	サンプル 花子	13,600,000
その他の 財産	その他	電話加入権 1234-0000	東京都江東区○○ 3丁目4番5号	1 基	2,000	2,000	サンプル 花子	2,000
	(小計)					(34,030,000)		
	[計]					(73,588,000)		
代償財産	その他					△2,000,000 2,000,000	サンプル 花子	△2,000,000
							サンプル 一郎	2,000,000
	[計]					(0)		
	[合計]					(1,054,848,279)		
合計	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)						
計 表	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②						
	各人の取得財産の 価額 (①+②)	③						

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑳までの該当欄に転記します。

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 サンプル 太郎

第11の2表 (令和5年1月分以降用)

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)	⑤ ④の財産に係る贈与税額(贈与税の外国税額控除前の金額)	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1	サンプル 一郎	令和 4 年分		円 19,499,000	円	円
2						
3						
4						
5						
6						
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	(各人の合計)	サンプル 一郎			
	⑦ 課税価格の合計額(④の合計額)	円 19,499,000	円 19,499,000	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額(⑤の合計額)	0	0			
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額(⑥の合計額)	0	0			

- (注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
 2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
 3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑪欄にそれぞれ転記します。
 4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑱」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

(上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	価額
1	サンプル 一郎	4. 7. 2	有価証券	その他の株式出資	〇〇商事	東京都墨田区〇〇1丁目2番34号	株 2,000	円 14,624,000
1	サンプル 一郎	4. 7. 2	現金預貯金等		現金(住宅取得資金)	東京都江東区〇〇3丁目4番5号		4,875,000

- (注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
 2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の②の⑱欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

F D 3 5 4 9

被相続人 サンプル 太郎

この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。
 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免税」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合には、**第11・11の2表の付表2**を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、**第11・11の2表の付表2の2**を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）
 （注）この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、**第11・11の2表の付表1（続）**を使用します。

1 特例の適用にあたっての同意

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取扱った全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取扱った全ての人の氏名を記入します。

私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名	サンプル 花子	サンプル 一郎	サンプル 次子
	サンプル 二郎	サンプル 三郎	

（注）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取扱った全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取扱った人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。

「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。

小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等

選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類 1～4号を記入します。	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等〔限度面積要件〕を満たす宅地等の面積
		② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等(④× $\frac{5}{8}$)の価額
		③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(⑥×⑨)
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額(④－⑦)
		1	① サンプル 花子 〔 〕
	② 東京都江東区〇〇3丁目4番5号	⑥ 51712800円	
	③ 630.00㎡	⑦ 41370240円	
	④ 1827000000円	⑧ 141329760円	
3	① サンプル 一郎 〔 紳士服小売 〕	⑤ 102.8㎡	
	② 東京都江東区△△1丁目22番3号	⑥ 22532657円	
	③ 280.8097㎡	⑦ 18026126円	
	④ 61550475円	⑧ 43524349円	
	① 〔 〕	⑤ ㎡	
	② 〔 〕	⑥ 円	
	③ ㎡	⑦ 円	
	④ 円	⑧ 円	

（注）1 ①欄の「〔 〕」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。
 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、**第11・11の2表の付表1（別表1）**を作成します。
 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、**第11・11の2表の付表1（別表1の2）**を作成します。
 4 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

○ 「限度面積要件」の判定

上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等		
	小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等
⑨ 減額割合		$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{50}{100}$
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計		178.32㎡	㎡	102.8㎡	㎡
⑪ 限度面積	イ 小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合	〔①の⑩の面積〕 178.32 ≤ 330㎡	〔②の⑩及び③の⑩の面積の合計〕 102.8㎡ ≤ 400㎡		△
	ロ 小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がある場合	〔①の⑩の面積〕 ㎡ × $\frac{200}{330}$	〔②の⑩及び③の⑩の面積の合計〕 ㎡ × $\frac{200}{400}$ + 〔④の⑩の面積〕 ㎡ ≤ 200㎡		

（注）限度面積は、小規模宅地等の種類(「④ 貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じて、⑪欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

※の項目は記入する必要がありません。

※ 税務署整理欄	年分	名簿番号	申告年月日	一連番号	グループ番号	補完
----------	----	------	-------	------	--------	----

特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書

被相続人 サンプル 太郎

第11・11の2表の付表2の2 (平成31年1月分以降用)

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合に記入します(裏面1参照)。

1 特例の適用にあたっての同意

(注) 「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- ① 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」とおり。
- ② 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおり。
- ③ 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」とおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「特定事業用資産の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「特定計画山林の特例」を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積			
	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積 (裏面2参照)	③ 特例適用残面積 (①-②)
	400㎡	400㎡	0㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の $\frac{2}{3}$ に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 $(④ \times \frac{③}{①})$	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額(⑧欄の金額))	⑦ 特例適用残価額 (⑤-⑥)
26,000,000円	0円	5,000,000円	0円

(注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額 $(⑧ \times \frac{⑦}{④})$	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	
10,000円	0円	1,000円	

(注) ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定(受贈)森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

被相続人 サンプル 太郎

第11・11の2表の付表4 (令和2年4月分以降用)

1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。

選択した特定森林経営計画対象山林	特例の適用を受ける取得者の氏名	森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①	②	③	④	
						立木・土地等の価額	①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	課税価格の計算に当たって減額される金額 ($② \times \frac{5}{100}$)	課税価格に算入する価額 ($① - ③$)	
	()	()			ha	円	円	円	円	
	()	()								
	()	()								
	()	()								
合計				立木						
				土地等						
				合計			A			

- (注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
 2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
 3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細

この欄は、特例の対象として特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択場合に記入します。

選択した特定受贈森林経営計画対象山林	贈与年月日	届け出た税務署名	森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①	②	③	④
	特例の適用を受ける取得者の氏名						立木・土地等の価額	①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	課税価格の計算に当たって減額される金額 ($② \times \frac{5}{100}$)	課税価格に算入する価額 ($① - ③$)
	令和 5. 8. 19	札幌東	令和 5. 8. 20	神奈川県横浜市港北区新吉田町	立木	ha	円	円	円	円
	サンプル 一郎		(1234567)			100	10,000	1,000	50	9,950
			()							
			()							
			()							
合計					立木	100	10,000	1,000	50	9,950
					土地等	0	0	0	0	0
					合計		10,000	B	1,000	50

- (注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
 2 ④欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に転記します。
 3 上記の「森林経営計画の認定年月日(認定番号)」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A + B 1,000 円

- (注) 小規模宅地等の特例等を適用した場合には、第11・11の2表の付表2の「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑤欄の価額又は第11・11の2表の付表2の2の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑨欄の価額を上記「A+B」の金額を限度として、特定(受贈)森林経営計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。

債務及び葬式費用の明細書

被相続人

サンプル 太郎

第13表 (令和2年4月分以降用)

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)
 なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。)

債務の明細					負担することが確定した債務		
種類	細目	債権者		発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		氏名又は名称	住所又は所在地				
公租公課	住民税			6. 1. 1	12,000,000 ^円	サンプル 花子	12,000,000 ^円
				..			
銀行借入金	証書借入れ	ABC銀行本店		5. 5. 1	5,000,000	サンプル 花子	5,000,000
				6. 4. 30			
				..			
				..			
				..			
				..			
				..			
合	計				17,000,000		

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先		支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地				
大鐘寺	東京都千代田区	5. 10. 15	5,692,300 ^円	サンプル 花子	5,692,300 ^円
葬儀社	東京都江東区	5. 10. 15	5,000,000	サンプル 一郎	5,000,000
		..			
		..			
		..			
		..			
合	計		10,692,300		

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	サンプル 花子	サンプル 一郎		
債務	負担することが確定した債務	①	17,000,000 ^円	17,000,000 ^円		
	負担することが確定していない債務	②				
	計 (①+②)	③	17,000,000	17,000,000		
葬式費用	負担することが確定した葬式費用	④	10,692,300	5,692,300	5,000,000	
	負担することが確定していない葬式費用	⑤				
	計 (④+⑤)	⑥	10,692,300	5,692,300	5,000,000	
合	計 (③+⑥)	⑦	27,692,300	22,692,300	5,000,000	

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。
 2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、④及び⑤欄にそれぞれ転記します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
 特定の公益法人などに寄附した相続財産・
 特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人	サンプル 太郎
------	---------

第14表 (令和5年4月分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

(注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第1号に規定する管理残額及び同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人(その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。)は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細				② ①の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続税の課税価格に加算される価額(①-②)
			種類	細目	所在場所等	数量		
1	サンプル 花子	4・5・1	土地	宅地	東京都江東区〇〇3丁目4番5号	m ² 70	円 20,300,000	円 20,300,000
2	・	・						
3	・	・						
4	・	・						

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額	氏名	(各人の合計)	サンプル 花子			
	④金額	円	円	円	円	円
		20,300,000	20,300,000			

〔上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。〕

(受贈配偶者)	(受贈財産の番号)
私 <input type="text"/>	は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 <input type="text"/> の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。	

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑩欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
現金預貯金等		WWW銀行新宿支店		円 5,000,000	日本赤十字社
合計				5,000,000	

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附しましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。
- 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。
- 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附しましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細					公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量	価額		
5・12・2	現金預貯金等	定期預金	Z銀行		円 5,000,000	日本赤十字社	サンプル 花子
・							
合計					5,000,000		

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

F D 3 5 4 0

第15表(続) (令和2年4月分以降用)

(単位は円)		被相続人	サンプル 太郎		
種類	細目	番号	(氏名) サンプル 二郎	(氏名) サンプル 三郎	
※	整理番号				
土地(土地の上に存する権利を含みます)	田	①			
	畑	②			
	宅地	③	3 8 9 6 8 3 1 0	2 1 6 3 7 9 1 0	
	山林	④			
	その他の土地	⑤	1 2 6 5 6 2 5 0	1 2 6 5 6 2 5 0	
	計	⑥	5 1 6 2 4 5 6 0	3 4 2 9 4 1 6 0	
	③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦			
	⑥のうち特例農地等	通常価額	⑧		
		農業投資価格による価額	⑨		
家屋等	⑩				
	⑩のうち配偶者居住権	⑪			
事業(農業)	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑫			
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬			
	売掛金	⑭			
	その他の財産	⑮			
	計	⑯			
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	配当還元方式によったもの	⑰	6 7 2 0 0 0	
		その他の方式によったもの	⑱	1 8 8 7 5 0 0 0	
	⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑲	2 5 6 2 2 5	2 5 6 2 2 5	
債券	公債及び社債	⑳			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑	6 3 0 4 5 8	6 3 0 4 5 8	
	計	㉒	1 9 7 6 1 6 8 3	1 5 5 8 6 8 3	
現金、預貯金等	㉓	1 2 3 1 2 5 0	1 2 3 1 2 5 0		
家庭用財産	㉔				
その他の財産	生命保険金等	㉕	2 9 4 4 2 0 7	3 4 5 3 0 6 9	
	退職手当金等	㉖	1 1 9 7 9 2	8 3 8 5 4 1 7	
	立木	㉗			
	その他	㉘			
	計	㉙	3 0 6 3 9 9 9	1 1 8 3 8 4 8 6	
合計	㉚	7 5 6 8 1 4 9 2	4 8 9 2 2 5 7 9		
相続時精算課税適用財産の価額		㉛			
不動産等の価額(⑥+⑩+⑫+⑰+⑱+㉗)		㉜	7 0 4 9 9 5 6 0	3 4 9 6 6 1 6 0	
債務等	債務	㉝			
	葬式費用	㉞			
	合計(㉝+㉞)	㉟			
差引純資産価額(㉚+㉟-㉜)(赤字のときは0)		㊱	7 5 6 8 1 4 9 2	4 8 9 2 2 5 7 9	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊲			
課税価格(㊱+㊲)(1,000円未満切捨て)		㊳	7 5 6 8 1 0 0 0	4 8 9 2 2 0 0 0	

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄 申告区分 年分 名簿番号 申告年月日 グループ番号



税務署
收受印

相続税延納申請書

江東西 税務署長殿

(〒 135-0001)

令和 6年 6月 18日

東京都江東区△△

住所 1丁目22番3号

フリガナ サンプル イチロウ

氏名 サンプル 一郎

法人番号

職業 なし 電話 03 -4655-0000

下記のとおり相続税の延納を申請します。

記

1 延納申請税額

① 納付すべき 相続税額	円 67,607,000
② ①のうち 物納申請税額	
③ ①のうち納税猶予 をする税額	
④ 差引 (① - ② - ③)	67,607,000
⑤ ④のうち現金で 納付する税額	
⑥ 延納申請税額 (④ - ⑤)	67,607,000

2 金銭で納付することを困難とする理由

別紙「金銭納付を困難とする理由書」のとおり。

3 不動産等の割合

区分	課税相続財産の価額 ③の税額がある場合には 農業投資価格等によります。	割合
割合の判定	立木の価額 ⑦	⑩ (⑦/⑨) (端数処理不要) 0.
	不動産等 (⑦を 含む。) の価額 ⑧ 206,108,959	⑪ (⑧/⑨) (端数処理不要) 0.870904
	全体の課税相続 財産の価額 ⑨ 236,660,890	
割合の計算	立木の価額 ⑫ (千円未満の端数切捨て)	⑮ (小数点第三位未満切り上げ) (⑫/⑭) 0.
	不動産等 (⑦を 含む。) の価額 ⑬ (千円未満の端数切捨て) 206,108,000	⑯ (小数点第三位未満切り上げ) (⑬/⑭) 0.871
	全体の課税相続 財産の価額 ⑭ (千円未満の端数切捨て) 236,660,000	

4 延納申請税額の内訳

5 延納申請年数

6 利子税の割合

不動産等の割合 (Ⅺ) が75%以上の場合	不動産等に係る延納相続税額	⑥の金額 A 67,607,000 ④×⑮ (100円未満端数切り上げ) B 58,885,700	⑰ A、Bいずれか少ない方の金額 58,885,700	(最高) 20年以内	20	3.6
不動産等の割合 (Ⅺ) が50%以上75%未満の場合	不動産等に係る延納相続税額	⑥の金額 C ④×⑮ (100円未満端数切り上げ) D 00	⑱ C、Dいずれか少ない方の金額	(最高) 10年以内	10	5.4
	動産等に係る延納相続税額	(⑥-⑱)		⑳	(最高) 10年以内	
不動産等の割合 (Ⅺ) が50%未満の場合	立木に係る延納相続税額	⑥の金額 E ④×⑮ (100円未満端数切り上げ) F 00	㉑ E、Fいずれか少ない方の金額	(最高) 5年以内		4.8
		その他の財産に係る延納相続税額		(⑥-㉑)	㉒	(最高) 5年以内

7 不動産等の財産の明細

別紙不動産等の財産の明細書のとおり

8 担保

別紙目録のとおり

作成
事務所所在地
署 (電話番号)

高山
光太郎

税務署	郵送等年月日	担当者
整理欄	令和 年 月 日	

9 分納税額、分納期限及び分納税額の計算の明細

⑳ 期 間	分 納 期 限	延納相続税額の分納税額 〔 1,000円未満の端数が生ずる場合には 端数金額は第1回に含めます。 〕		
		㉔ 不動産等又は立木に 係る税額 (⑰÷「5」欄の年数)、 (⑲÷「5」欄の年数)又は (㉑÷「5」欄の年数)	㉕ 動産等又はその他の 財産に係る税額 (⑱÷「5」欄の年数)、 (⑳÷「5」欄の年数)又は (㉒÷「5」欄の年数)	分 納 税 額 計 (㉔+㉕)
第 1 回	年 月 日	2,949,700円	873,300円	3,823,000円
第 2 回	年 月 日	2,944,000	872,000	3,816,000
第 3 回	年 月 日	2,944,000	872,000	3,816,000
第 4 回	年 月 日	2,944,000	872,000	3,816,000
第 5 回	年 月 日	2,944,000	872,000	3,816,000
第 6 回	年 月 日	2,944,000	872,000	3,816,000
第 7 回	年 月 日	2,944,000	872,000	3,816,000
第 8 回	年 月 日	2,944,000	872,000	3,816,000
第 9 回	年 月 日	2,944,000	872,000	3,816,000
第 10 回	年 月 日	2,944,000	872,000	3,816,000
第 11 回	年 月 日	2,944,000	/	2,944,000
第 12 回	年 月 日	2,944,000		2,944,000
第 13 回	年 月 日	2,944,000		2,944,000
第 14 回	年 月 日	2,944,000		2,944,000
第 15 回	年 月 日	2,944,000		2,944,000
第 16 回	年 月 日	2,944,000		2,944,000
第 17 回	年 月 日	2,944,000		2,944,000
第 18 回	年 月 日	2,944,000		2,944,000
第 19 回	年 月 日	2,944,000		2,944,000
第 20 回	年 月 日	2,944,000		2,944,000
計		(⑰、⑲又は㉑の金額) 58,885,700	(⑱、⑳又は㉒の金額) 8,721,300	(㉔の金額) 67,607,000

10 その他参考事項

右の欄の該当の箇所を○で囲み住所氏名及び年月日を記入してください。	(被相続人、遺贈者)	(住所) 東京都江東区〇〇 3丁目4番5号	
		(氏名) サンプル 太郎	
	(相続開始)	遺贈年月日	令和 5年 9月 18日
	申告(期限内)期限後、修正)、更正、決定年月日		令和 6年 6月 18日
	納 期 限		令和 年 月 日
物納申請の却下に係る延納申請である場合は、当該却下に係る「相続税物納却下通知書」の日付及び番号			平成 第 号 令和 年 月 日
担保が保証人(法人)の保証である場合は、保証人である法人の延納許可申請日の直前に終了した事業年度に係る法人税申告書の提出先及び提出日			税務署 令和 年 月 日